

第1号様式（第4条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年度において、下記のとおり少年少女発明クラブの活動を実施したいので、補助金
円を交付されるよう、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第
4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

（1）活動計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

活動計画書

[illegible]

3.活動に要する経費				
経費区分	補助対象 経費	補助対象外 経費	補助金交付 申請額	備考
補助対象経費				
(1)報償費				
(2)印刷費				
(3)事務費				
(4)通信費				
(5)修理費				
(6)委託料				
(7)使用料及び 賃借料				
(8)消耗品費				
(9)材料費				
(10)旅費交通費				
補助対象外経費				
計				

※1 消費税額又は消費税相当額については、補助対象外経費に記載すること。

※2 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
県費補助金		
その他補助金等		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
計		

第4号様式（第5条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動事業費支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 5 号様式（第 5 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第 6 号様式（第 5 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県少年少女発明
クラブ活動支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県少年少
女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 7 号の規定により、下記のと
おり報告します。

記

1 補助金の額の確定額

（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円

2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 円

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

5 その他

（1） 別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）

（2） その他参考となる書類

消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A × B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第 7 号様式（第 6 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで交付申請のあった大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

（備考）

要綱第 5 条第 1 項第 1 号の規定による補助事業変更承認申請書（第 4 号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の 1 及び 2 については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金について、精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により請求します。

記

（単位：円）

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人

第 9 号様式（第 11 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住所（申請者の所在地）

名称（クラブの名称）

氏名（クラブ代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金について、下記のとおり活動を実施したので、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果

2. 事業完了年月日 年 月 日

3. 添付書類

- （1）活動実績書（第 10 号様式）
- （2）収支精算書（第 11 号様式）
- （3）領収書又は請求書の写し
- （4）活動の様子が確認できる写真
- （5）その他知事が必要と認める書類

第 1 0 号様式 (第 1 1 条関係)

活動実績書

1.活動日程				
活動日 例 2025/4/1	タイトル 例) 製作物名、講座名		指導内容	
2.活動に要した経費				
経費区分	補助対象 経費	補助対象外 経費	補助金交付 申請額	備考
補助対象経費				
(1)報償費				
(2)印刷費				
(3)事務費				
(4)通信費				
(5)修理費				
(6)委託料				
(7)使用料及び 賃借料				
(8)消耗品費				
(9)材料費				
(10)旅費交通費				
補助対象外経費				
計				

※1 消費税額又は消費税相当額については、補助対象外経費に記載すること。

※2 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

（単位：円）

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
県費補助金				
その他補助金等				
自己資金				
その他				
計				

2 支 出

（単位：円）

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
補助対象経費				
補助対象外経費				
計				

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

年度大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県少年少女発明
クラブ活動支援事業費補助金実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第
号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金
円に確定したので、大分県少年少女発明クラブ活動支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の
規定により通知します。